(b) 紛失し、又は盗取された核物質の所在を特定し、及び適当な場合には当該核物質を回収するための迅速かつ包括的な措置の実施を確保すること。当該核物質が締約国の領域外にある場合には、当該締約国は、第五条の規定に従つて行動する。

(c) 核物質及び原子力施設を妨害行為から防護すること。

(d) 妨害行為による放射線の影響を緩和し、又は最小にすること。

2 (a) 1の規定を実施するに当たり、締約国は、次のことを行う。

(b) 防護を規律するため、法令上の枠組みを定め、及び維持すること。

(a) (b)に規定する法令上の枠組みの実施について責任を有する一又は二以上の権限のある当局を設立し、又は指定すること。

(c) 核物質及び原子力施設の防護のために必要なその他の適当な措置をとること。

3 1及び2の規定に基づく義務を履行するに当たり、締約国は、この条約の他の規定の適用を妨げることなく、次に掲げる核物質及び原子力施設の防護に関する基本原則を合理的かつ実行可能である限りにおいて適用する。

基本原則A　国の責任

国において防護の制度を確立し、実施し、及び維持する全ての責任は、当該国が負う。

基本原則B　国際輸送中の責任

核物質の適切な防護を確保する国の責任は、核物質の国際輸送に及び、適当な場合には、当該責任が適切に他の国に移転されるまで存続する。

基本原則C　法令上の枠組み

国は、防護を規律する法令上の枠組みを定め、及び維持する責任を負う。当該枠組みは、適用される防護の要件を定めることを規定し、並びに評価の制度及び許可その他の承認を与える手続を含むべきである。当該枠組みは、原子力施設及び輸送に係る検査の制度であつて、適用される要件及び許可証その他の承認の文書の条件の遵守を検証し、並びに適用される要件及び条件を実施させるための手段（効果的な制裁を含む。）を定めるためのものを含むべきである。

基本原則D　権限のある当局

国は、防護を規律する法令上の枠組みの実施について責任を有する権限のある当局であつて、その任務を遂行するための適当な権限、財源及び人的資源を与えられたものを設立し、又は指定すべきである。国は、当該権限のある当局の任務とその他の組織であつて原子力の利用又はその促進を担当するものの任務とが効果的及び相互に独立していることを確保するための措置をとるべきである。

基本原則E　許可証の所持者の責任

国において防護の種々の要素を実施する責任は、明確に特定されるべきである。国は、核物質又は原子力施設の防護を実施する主要な責任は関連の許可証その他の承認の文書の所持者（例えば、事業者、荷送人）が負うことを確保すべきである。

基本原則F　セキュリティの文化

防護の実施に関係する全ての組織は、セキュリティの文化並びに当該文化を組織全体で効果的に実践するために必要な当該文化の発展及び維持に妥当な優先順位を与えるべきである。

基本原則G　脅威

国における防護は、当該国によつて行われる脅威についてのその時の評価に基づくべきである。

基本原則H　段階的な手法

防護の要件は、脅威についてのその時の評価、相対的な誘引の程度、核物質の性質並びに核物質の許可のない持出し及び核物質に係る妨害行為又は原子力施設に対する妨害行為に関連して生じ得る結果を考慮して、段階的な手法に基づくべきである。

基本原則I　深層防護

国における防護の要件は、敵対者がその目的を果たすために乗り越え、又は回避しなければならない防護の複数の層及び方法（構造的なもの、その他の技術的なもの、人的なもの及び組織的なもの）に関する概念を反映すべきである。

基本原則J　品質保証

防護にとつて重要な全ての活動のための特定の要件が満たされていることについて信頼を得るため、品質保証に関する政策及び計画を策定し、及び実施すべきである。

基本原則K　緊急時計画

核物質の許可のない持出し、原子力施設に対する妨害行為及び核物質に係る妨害行為並びにこれらの未遂に対応するための緊急時計画が、全ての許可証の所持者及び関係当局により作成され、及び適切に実施されるべきである。

基本原則L　秘密性

国は、認められていない開示により核物質及び原子力施設の防護を低下させるおそれのある情報の秘密性を保護するための要件を定めるべきである。

4 (a) この条の規定は、核物質であつて、当該核物質の性質、量及び相対的な誘引の程度、当該核物質に対する許可のない行為に関連して生じ得る放射線の影響その他の影響並びに当該核物質に対する脅威についてのその時の評価を考慮して、1の規定に従つて確立された防護の制度の下に置く必要がないことを締約国が合理的に決定するものについては、適用しない。

(b) (a)の規定によりこの条の規定が適用されない核物質については、管理についての慎重な慣行に従つて防護するものとする。

7

1 第五条を次のように改める。

締約国は、この条約の範囲内の事項に関する自国の連絡上の当局を明らかにし、直接に又は国際原子力機関を通じて相互に通知する。

2 核物質が窃取され、強取され、若しくはその他の方法で不法に取得された場合又はその現実的な脅威が存在する場合には、締約国は、自国の国内法に従い、要請する国に対し、当該核物質の回収及び防護について可能な最大限度において協力し、及び援助するものとし、特に次のことを行う。

(a) 締約国は、核物質が窃取され、強取され、若しくはその他の方法で不法に取得されたこと又はその現実的な脅威が存在することについて、関係すると認める他の国にできる限り速やかに通報し、及び適当な場合には国際原子力機関その他の関係国際機関に通報するため、適当な措置をとる。

(b) そのような協力及び援助を行うに当たり、関係する締約国は、適当な場合には、脅威にさらされた核物質を防護し、輸送容器及びコンテナーの健全性を確認し、又は不法に取得された核物質を回収することを目的として相互に及び国際原子力機関その他の関係国際機関と情報を交換するものとし、次のことを行う。

(i) 外交上の経路その他の合意された経路を通じて、それぞれの活動を調整すること。

(ii) 要請される場合には、援助すること。

(iii) 前記の事態の結果として取得され、又は紛失していた核物質であつて回収されたものの返還を確保すること。

関係する締約国は、この2に規定する協力の実施手段を決定する。

3 締約国は、核物質に係る妨害行為若しくは原子力施設に対する妨害行為の現実的な脅威が存在する場合又は当該妨害行為が行われた場合には、自国の国内法に従い、かつ、国際法に基づく関連する義務に従い、可能な最大限度において、次のとおり協力する。

(a) 締約国は、他の国において核物質に係る妨害行為又は原子力施設に対する妨害行為の現実的な脅威が存在することを知つた場合には、これらの妨害行為を防止するため、当該脅威について、当該他の国にできる限り速やかに通報し、及び適当な場合には国際原子力機関その他の関係国際機関に通報するために適当な措置をとることを決定する。